

月形町公表第4号

公 表

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により月形町森林整備計画を変更したので、同法第10条の6第4項の規定により準用する第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月30日

月形町長 上 坂 隆



記

関係書類は月形町農林建設課に備え置いて縦覧に供する。